

松尾蕙虹 – 三井三池炭鉱・立ち上がる妻と母たち

熊谷 博子

『ひとびとの精神史 第3巻 六〇年安保 1960年前後』 栗原彬（編）岩波書店 2015年

松尾蕙虹（まつお・けいこう）



2001年 松尾さんの自宅にて

1931年、福岡県大牟田市生まれ。同市の三井三池炭鉱で、1963年に起きた炭塵（たんじん）爆発事故は、戦後最大・最悪の労働災害だった。脳をやられてCO（一酸化炭素）中毒になった夫は、性格が変わって暴力をふるうようになり、もの忘れもひどく、子どものようになった。妻と母の立場から家族の会を結成。全国に実態を訴えて歩く。さらに泣き寝入りしたくないと、“ヤマのおきて”に反す

るように、組合の命令にも従わず、日本一の鉱山会社を相手に、72年、2家族4人だけで裁判を起こす。謝罪と妻への慰謝料も初めて請求。最高裁まで争い、裁判は負けたが、事故原因は会社側にあることが立証され、被害者の夫と子どもを抱えて闘う妻の姿を、世に問いかけた。

女三代の炭鉱

松尾蕙虹さん（84歳）この類まれなる“炭鉱（やま）の女”がいなければ、日本の現代史は、また少し違う方向へと向かっていたのかもしれない、とすら思う。

あの事故から50年目を迎えた2013年11月。長い間閉ざされていた三井三池炭鉱・三川鉱の門が特別に開いた。松尾さんは手押し車の助けを借りながらも、食い入るように見てまわった。足の悪い、80過ぎの人とは思えないスピードで、かつての姿を想像させた。小柄ではあるが、意志の強そうな顔にきれいなでつけられた白髪。

「結婚してからの人生は、ここ抜きでは語れないです。炭鉱にいいように牛耳られて……」。

彼女が生まれ、暮らし、闘った三池炭鉱。福岡県大牟田（おおむた）市から熊本県荒尾（あらお）市にまたがる、日本最大の炭鉱だった。江戸時代から始まり、明治時代に官営の炭鉱に、そして1888（明治21）年、三井に払下げられ、民営の炭鉱となった。坑道は有明海の底に広がり、深い所は海面下600メートル以上。一時は、日本の石炭の4分の1を掘り出していたこともある。

松尾さんは、祖母、母、自分と女三代、炭鉱に生きてきた。

「筑豊から三池へね、私たち親子は、ずーっと炭鉱に繋がれた感じで、生きてきたっていうかですね」。

母は福岡県北部の、筑豊炭田に育った。借金がかさんでいたのだろうか、幼い頃、“けつわり”（夜逃げ）をした両親に連れられ、三池に来た。

住みついたのはぐうぜんにも、囚人労働が行われていた宮原坑のすぐそば。囚人労働は昭和の初めに終わったが、近所には、刑期を終え、放免になった人々が暮らす通称“放免長屋”もあった。故郷に帰らずに、大牟田に住み着いた人々も多かったのだ。

「ものごころついた時には、刺青したおっちゃんたちがうんといたしですね。だから私たちも、

子ども心に東大の門も赤門って。三井鉱山もほとんどが赤レンガでできてたから、「おっちゃんも赤門大学でとるげなね。」って平気で。「そー、おっちゃんの大学だぞ」って、その人たちが言ったですよ」。

狭い路地に、木造の長屋がずらりと並ぶ炭鉱住宅。松尾さんの子育てが始まった。同じ社宅には、坑内で男とともに石炭を掘っていた元おんな坑夫の人々が、多くいた。

「たくましかったですもんねえ。お風呂から帰るおばさん連中が、夏はパンツなんて履いてなかった、腰巻だったからですね。腰巻一枚巻いて、肩に濡れタオルをパツと掛けてですね、もうおっぱいもなんもブラブラですよ。印象からすると、のっしのっしって歩いてたような感じですね。それも、誰も不思議と思わんのですねえ」。

24、5歳の頃だ。

「坑内で働きよって、お乳が張って苦しかったとか、言う人もあったですよ。「それを乳ば搾ってねえ、捨てる時はもう悲しかったぞ」って言ってですね、そういう話はしてくれはったですよ。ああ、そうだろうなあって思うですねえ。あたしたちだって、五軒長屋にひとつしかない水道で洗濯しとって、子どもが泣く時は、乳が張ってくるんです。「あっ泣きよー」ちゅうて、走って帰ると案の定、子どもが目覚まして泣いてるですもんねえ。昔8時間だったか10時間だったか、労働時間がですねえ。ほんと、女でしかわからん実感でしょうねえ」。

人々はこの中で、肩を寄せ合い、助け合って生きてきたはずであった。

戦後最悪の労働災害

1960年と言えば、多くの人が60年安保を連想する。しかし同じ年、両輪のように起きていたのが、三池争議であった。

戦後日本の発展は、まさに石炭が支えてきた。しかし1950年代に、石炭から石油へと、エネルギー政策の大転換が起こり、その中で合理化の嵐が吹き荒れた。三井鉱山は1278人の指名解雇を通告、それが始まりだった。会社側はロックアウトを敢行、組合側は無期限ストに突入。ついに三池労組は分裂、第二組合ができる。首切り反対と生産再開をめぐって、対立は激化。三池労組には全国からの応援が駆けつけ、一方、財界は総力をあげて会社側を応援。『総資本対総労働』と呼ばれる闘いになった。この争議は1年間続いた。つけは大きかった。町は二分され、組合分裂のしこりは、消えない憎悪として町をおおった。

その3年後。1963（昭38）年11月9日午後3時12分。すさまじい地響きが大牟田のまちをおそった。黒いキノコ雲が、三池争議の舞台でもあった三川鉱の上にのぼって消えた。炭塵爆発が起きたのだ。

石炭を運んでいた炭車の古い連結リンクが切れ、猛スピードで下へ暴走、高圧電線にぶつかリスパーク、その火花が炭塵についた。炭塵は、ちりのように細かい石炭の粉で、たまっている所に火がつくと一瞬で雲のように膨れ上がり、爆発をする。防ぐには、定期的に清掃をし、散水して湿らせ、岩粉を散布して爆発力を抑える。これを怠った完全な人災であった。

争議が終わると、会社は遅れを取り戻そうと、増産に拍車をかけたが、1200人を超えるベテランの鉱員たちが首を切られていた。事故当時、三池炭鉱は全国出炭量の1割近くを占めていたのである。

戦後最大にして最悪の労働災害であった。458人のもの命が、一挙に奪われた。

それだけではない、生き残った人々の中から、839人ものCO（一酸化炭素）中毒患

者が出た。

松尾蕙虹さんの夫もその中にいた。男たちは、爆発で大量に発生したCOガスの中を長時間さまよった。一酸化炭素は血液中で、細胞に酸素を運ぶヘモグロビンとくっつく。全身の酸素が欠乏する。脳細胞は無残に破壊されていた。妻たちと母たちの地獄の始まりであった。

変わってしまった夫

CO中毒になった人びとの変わりざまはすさまじかった。子どものようになり、物忘れがひどくなり、15分前のことも覚えていない人もいた。人格が全く変わって家の中で暴力をふるうようになった。ずっと続く頭痛や耳鳴りや、わけのわからないイライラを抱えていた。

ただ重症でなければほとんど病気には見えず、そのことがまた、世間の誤解と差別を招いてきた。

あの日、夫の修さんは夜の12時近くに、帰ってきた。坑内で足腰が立たなくなり、仲間に助けられて7時間後にあがったという。病院で注射をうってもらい、なぜかミカンを1個もらった。足の震えがおさまるや、今度は共に坑内に入っていた兄を捜して走り回った。家に戻っても、玄関に立ったままでご飯をかきこむと、また飛び出して行った。

蕙虹さんは、その時は、ただ助かったというだけで安堵していた。

COガスを吸ったら何よりも大切なのは、絶対安静にしておくことだ。しかしその当時、医者の間でも、一酸化炭素中毒は後遺症が残らない、というのが通説だった。

兄の遺体は、24時間後にやっとあがってきた。松尾さんたちの住む社宅は、365世帯で25人が死亡した。蕙虹さんのいとも亡くなった。通夜、葬式、初七日と、悲しみに押しつぶされながら、家々をまわる日々が続いた。

初七日の終わった夜であった。うめき声がした。修さんの顔は熱で真っ赤になり、痙攣を起こしていた。「痛い、痛い、寒い、寒い」とうわ言のように言う。「手！」と言われて手をさすると「ちがう、足！」。言われるままにさするがどこも違うと言い、最後に「あたまぁ」と叫んだ。修さん35歳、蕙虹さん32歳の時だった。

だがそれでも“軽症”と診断され、その後はとうとう1日も入院できなかった。

発作は、毎日続くことも、1日おきや3日おきのこともあった。事故が起きた時、2人の娘は8歳と5歳であった。

「主人が発作を起こす時は、あたしが上から乗っとして、子どもたちに「布団を引きずり出しておいでー」って、押入れから掛け布団を出させて、それを頭からすっぽりかぶせるわけですよ。何でもはねのけて暴れるからですねえ。しばらく上から押さえといて、目に光が入らないと徐々におさまっていくんです。夏とか暖かい時はもう主人が暴れ出したら、家の中に閉じ込めといて、外から鍵かけてですね、親子3人逃げ出して、発作がおさまるまで」。

子どもたちが「おかあさん、目がすわってきた、そろそろ、起こるよぉ」と言うと、痙攣が始まる。子煩悩な父親であったから、子どもたちは、トイレに行く時も腰のバンドに捕まってついて行ったくらいであった。それが「おとうさんは、パアと違う？」と、陰では言うようになった。

CO中毒になった人々は、世間から“ガス患”と呼ばれた。子どもたちがふざけて笑いあっても、「俺がガス患と思って、おまえら俺を笑ったろが」と平手うちをする。縁側から裸足で飛び出す子どもを自分も裸足で追いかけて、捕まえてたたくまで気がおさまらない。

「あたしが上手でもないけど歌うのが好きだったから、子どもたちに、「さぁ歌うよぉ」って。

暴れた時ほどですね。親子3人で縁側に座ったり、冬はコタツの中で。労働歌でも童謡でも演歌でも何でもいい。もう声を出ささえすれば、気分転換になったからですね」。

夜になると夫は、今度は幼児のようになった。

「早よ寝らんなんばい、えすか（こわい）ばい」って言うから「なんがそげんえすかね？」って聞くと「暗かったもん、暗かったもん」て。坑内で自分が見た光景つうのはかなり刺激だったですね。それで布団を敷いてやるけれど、1人じゃ寝れんです」。

最初は子ども達も「一緒に寝てやる」と言ったが、次からもう嫌だと。小さい子どもたちの体に、息ができないほどしがみついて寝る。

「6時でも7時でも、子ども達が「おかあさん、早よ、おとうさん寝せんね」って言うから、目の前であたしが添い寝して。赤ちゃん寝せるようなもんですよ。腕枕じゃないと寝らんから。すうすう寝息をたてて、ああ、眠ったなあっと腕を引くとキョトンと目をあけて。何時間もかかるんです。利き腕をだめにしたら終わりだから左手をずーっと貸して。だから今も身体が疲れたなと思うと、すぐ左の肩にくるです」。

ガス患者のことをしゃべる場所がなければ、いつか自分は逃げ出すかもしれない。その不安から事故の翌年に、主婦会の分会長に立候補した。

休業中の給料は安く、また“軽症患者”は入院患者にくらべて会社からの見舞い金も少なく、生活は苦しかった。少しでも足しになればと、内職を始めた。4畳半と6畳だけの家の中は洋裁やレース編の裁ちくず・糸くずで散らかる。サロンパスの箱を貼れば、厚い紙が山積みになる。夫はそれがまた気に入らない。いくつも仕事を替えた。

「中がダメなら外へ行こうって、土方みたいな仕事もしたですね。夏なんか一日中、照らされて仕事して帰ってきて、夕ご飯の用意をして食べて、お風呂は8時半までだったから行って。疲れから居眠りがでるわけですねえ。「おまえは俺に甲斐性がないからって、つらあてに居眠りするかあ」ちゅう時は、わき腹でもどこでも蹴り上げるんですよ。顔だけは外にいけなくなるから隠して。でも社宅の風呂行くと皆に「ああ、またやられたねえ」って」。

おまけに仕事に行こうとすると、まだ小学生だったこどもたちに、「おかあさんはね、今日は帰ってこんぞお」。「帰ってくるとよ」と二人が言い返すと、「だまされるなあ。他所のおっちゃんとは今日は逃げ出すぞお」。

「おかあさん、どこにもいかんね」って何度も聞くけん「うん、どこにもいかんよ。おかあさんの帰ってくるとこ、ここしかないよ」って。それがやっぱり一番辛かったですねえ。貧乏よりも何よりもですねえ」。

「うちの主人のような極端な人はいなくても、軽症患者のところは、やっぱりそういうふうに、似たりよったりの生活だったと思うんですよ。だから、家族が自信がなくなったっていうのは確かですねえ。1日でもいい、3日でもいい、入院させて、家族が安心して眠りたいと思うことはもう、あったですねえ」。

そんな中で、組合に必死に頼みこんだ。

「自分が、ここでどれくらい耐えられるかっていう中で、「愚痴のこぼしあいでいいから、そういう場所を持ちたいから家族の会をつくらせてください」ってですね」。

事故から約2年半たった、1965（昭40）年3月。

324人の妻と母が参加し、「一酸化炭素中毒患者家族の会」が結成された。

「あたしみたいなでしゃばりは、でていく場所も自分で何とか見つけれられるけど、そこまで性

格的に（強く）ない人は、自滅してしまうだろうなあと思う。だから、今でも家族の会の会員だった人が「松尾さんが、あげん会ばつくったけんが（つくったから）、逃げ出されんやった」って、冗談みたいにして言う人もあるけど。確かに、家庭崩壊を防いだ部分は大きいですね」。

国会陳情で上京した時だ。すべてが終わり東京駅で、新聞記者から「帰れますねえ、今から九州へ」と声をかけられた。

「とっさに「はい、また地獄の釜の中に帰ります」と言ったのを覚えてるです。家へ帰るって、普通ならうれしいことじゃないですか。でもCO患者を抱えた人達の思いは、家庭へ帰るって地獄の釜の中だったでしょうねえ。考えもなくポツとそう出たですもんねえ」。

立ち上がる妻と母たち



1966年 三井鉱山本社にて

これだけの事故を起こしながら、国も会社も何の罪にも問われなかったのだろうか。

事故の翌年、遺族は三井鉱山の社長以下4人を殺人罪で告訴。福岡鉱山保安監督局は、鉱山保安法違反などで三井鉱山と三池鉱業所所長ら11人を、続いて福岡県警は、業務上過失致死傷事件として11人を書類送検。

起訴へと動き始めた時、福岡地方検察庁では、不可思議な人事異動が続いた。わずか半年足らずの間に、検事正以下、専従でこの事

件を担当していた検事4人全員が、次々と転任になったのである。

1966（昭41）年6月。会社側は、九州大学元学長の手による最終の上申書を提出する。「爆発したのは（炭塵ではなく）ベルト上の原炭である」。

その8月、福岡地検は、三井鉱山と三池鉱業所幹部、全員の不起訴を発表した。「事故原因は、これ以上究明することが不可能である」。あくまで「坑道内に多量の炭塵を集積させていた確証を得なかった」ことが前提になっていた。

炭鉱はいつの時代も、国の政策と密接に結びついてきた。

松尾さんたちCO患者家族の会は、不起訴が決まった後、その理由を聞くために福岡地検におしかけた。次席検事が言った。

「労働者一人が社会に対して行う貢献度よりも、三井鉱山が社会に対して行う貢献度の方が大きいと判断。その貢献度を起訴してつぶしてしまうことは大きな損失と判断して、不起訴と決定した」。

遺族の妻の一人は、大切に持ってきた夫の骨を、次席検事の机の上にぶちまけたという。

家族の会の母と妻たちは、組合のおんぼろ宣伝カーに乗り、日本各地を必死に訴えて回った。

松尾さんは、旅先から毎日のように幼い2人の子どもに手紙を出していた。

「だから、ふりがなつけてですね。

「今日は山口県に着きました。黄色い絨毯を敷いたような筑後平野を通りぬけて、関門トンネルを12時15分に入り、長いトンネルですが、4分くらいで通りぬけました。（中略）稲の穂が一面見わたす限り続いているのをお父さん、ゆうこちゃん、みきちゃんにも見せてやれたらと

思います。とても美しい景色だった。

宿は湯田の保健保養センターとすることになり、今、8時20分、この手紙を書いています。

今日のカンパは全部で9905円ありました。そのようなお金も、知らない人たちが三池のガス患者のためにということでした。くださった大切な親切なこころのこもったお金です。働く人の幸せのためになるようにお母さんがんばっていきますので、留守のことをお願いします」。

もう…これだけが宝ですね。これを書いた翌朝は、車の窓からとか、汽車で行くときも、その土地の子どもたちがランドセル背負って学校に行っている姿を見るのが、やっぱり一番つらかったですね。無事、学校に間に合うように行ったかなと思ったりしながらですね」。

事態は大詰めをむかえていた。事故から3年たてば、労災による補償を打ち切ることができるからだ。

1966(昭41)年10月、国は、一酸化炭素中毒患者の9割に近い738人に、「職場復帰に支障がない」として、月末での労働災害補償の打ち切りを通告。その中には、療養所に入院中の患者もいた。重症と認められない限り、療養費は自分持ちで放り出されるか、病をおして職場復帰するのか、そのどちらかしかなかった。患者と家族は猛烈な抗議を続け、いったんは延期された。

翌1967(昭42)年7月。CO特別立法、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法」の制定を求めて、三池から100名の人々が上京した。この法律に最後の望みを託したのだ。

法案は、三つの大きな柱からできていた。①停年前に首を切らない「解雇制限」、②被災前の収入を確保する「前収補償」、③「完全治療」。

松尾さんは連日、街頭でビラを配り、各労働組合を回って支援を頼み、カンパを集めていた。

同じ時、大牟田では、家族の会の妻たち75人が、事故のあった三川鉱に歩いて入り、座り込みを開始した。普段着のままの行動だった。

「あたしがいまだに季節で忘れられんのは、11月9日の爆発の夜の寒かったことと、あのCO立法ができる時の東京の暑さ。これだけは覚えていますね。スラックスはいてる足を汗が滴り落ちるんだからですねえ」。

三井鉱山本社には、怒りと涙で訴える女たちがいた。労働省前での座り込み、ハンストが続く。

坑内で命がけで座り込みをしていた母と妻たちは、説得されてふらふらになりながら上がってきた。温度は30度を超え、湿度は90パーセント。屈強な炭鉱マンでも、48時間が限度という坑内に、まる6日間いたのだ。

国会の最終日であった。松尾さんは、組合幹部からひそかによびだされた。

「CO立法が廃案になった時は、単独で首相官邸に飛び込め！」って命令されたんですよ。「やりましょ。国会の塔の上でも昇っていいですよ」って。そのかわり「身分が割れるようなものは何も持たずに、飛び込んで直訴しろ」。ちゅうて命令されてたからですねえ」。

その夜の11時、CO特別立法はやっと成立をした。

「カメラがあたしたちの方を向いて……。もろ手をあげて喜ぶっつう期待があったんでしょ。でも内容を見たら喜べる状態じゃなかったし、家族は、誰も白い歯を見せて笑う人もなかったし。そしたら、マスコミの人達が「笑ってください。手をたたいてください」って言うけど、あたし達は「猿じゃない」って、国会を出たのを覚えています。

ほんとその時は、くやしくてくやしくて。あたし達が考えてたものは何ひとつ盛り込まれてないしですね。もうただ、涙だけが流れて」。

あれだけ望んだ「解雇制限」も「前収補償」も「完全治療」も、文字としてはどこにも

なかった。

生きる支えをつくる

患者と家族の苦しみは置き去りにしたままで、CO問題は終焉へと走っていた。

1968（昭43）年1月。会社と組合の間にCO協定が成立。坑内で働けなくなった人のためには、軽作業の職場を用意するなどの内容で妥結した。

このCO協定が結ばれてから、患者たちは後遺症に苦しみながらも、生活のために職場に復帰せざるをえなかった。

松尾さんの夫の修さんも、CO患者のための「造成職場」に通うようになった。仕事は坑外特務工Aで、草むしりや炭車を洗う雑作業だ。Bは女性だから、男性では最も下のランクである。休まずに出ても、月給は家族手当を含めて、わずかに4万2～3000円にしかならなかった。

希望して賃金の高い坑内労働に戻った人も、体が持たずに、坑外の労働へ。それにも耐えられず「造成職場」に移る人もあった。55歳で定年退職になり、“軽症患者”が次々と倒れていった。亡くなる人もでてきた。

三池労組員は争議後、多くの人が、条件の悪い安い賃金の職場へと追いやられていた。その差別賃金が土台に計算されているから、年金では生活できない。会社との関係はすべて切れ、CO患者だとわかればどこも雇ってくれなかった。松尾蕙虹さんの頭の中には「何で？」が渦巻いていた。

「CO立法をつくる時、みんなで出したあのエネルギーはどこにいったのだろ

う。生きる支えをもう一度つくらなければ。これまでがんばってきた人々も、患者を捨ててしまう。ほとんどの家庭はダメになる。何かの形で三井と接点を持ち続けなくては自滅する」。

その時に会ったのが「水俣」であった。

「三池」と「水俣」は似ている。ともに日本の近代化を支え、国策に沿って事業を大きく広げてきたのだった。二つの小さな漁村は、巨大な企業城下町へと発展した。その中で水俣病の患者さんたちは、「奇病・伝染病」という差別と偏見にさらされ、雨戸を閉めるようにして、ひっそりと生きてきた。

1968（昭43）年9月、政府はやっと、水俣病の原因はチッソ工場が流したメチル水銀化合物であり、公害だと公式に認めた。水俣病の公式発見から実に12年が経っていた。翌69（昭44）年6月、水俣病の患者さんとその家族、28世帯112名が、チッソに損害賠償を求めて提訴した。水俣病第一次訴訟である。

その日、原告団の代表、渡辺栄蔵さんは皆の前で、日に焼けしわの刻まれた顔で言った。

「今日ただ今から、私たちは、国家権力に対して立ち向かうことになったのでございます・・・」。

これらの事柄が、松尾さんを動かさないはずはなかった。松尾さんは、熊本で開かれる水俣病裁判に毎回通い続けていた。患者さんと家族がチッソという大会社に、その責任と補償を求め、公の場所で直接に迫ろうとする姿につき動かされた。水俣でできて、なぜ、三池でできないのか。

松尾さんが裁判を言い出すと、三池労組は一蹴する。

「公害闘争にはイデオロギーがない。物取り主義でものを考えたらいかん」。

「公害と労災とどこがちがうんですか？ 堀の内と外で起こったことじゃないですか」。

刑事訴訟が駄目なら民事訴訟で、と食い下がる松尾さんに、3年をすぎれば時効なのだ、ととりあわない。

「でも苦しみは、続いているからですね」。

この年だけで、大炭鉱から小さい炭鉱（やま）まで、全国で57もの炭鉱がなだれをうって閉山した。その中で三池炭鉱は、日本一の炭鉱の座を守り続けた。

1971（昭46）年。労働省は、CO患者の「障害等級」を最終的に決定した。1級から14級。7級以上は障害補償年金が出るが、それ以下は一時金で終わりだ。半数近い患者たちが、最低の12級や14級とされた。脳への影響はまったく考慮されなかった。修さんは9級。国からの一時金は32万円であった。これで、労災法の中におけるCO問題は決着した。患者さんたちのことは、いよいよ終わったものとして、世間に埋没しようとしていた。

根底に流れるものは、三池も水俣も同じ、はずであった。松尾さんは、裁判に通う中で知り合った水俣病研究会の人々に相談をした。水俣病の患者と家族は、あらかじめ十分な準備をして裁判を始めたのではない。地域、社会、そして国からも見放され、やむにやまれぬ思いと怒りで提訴をした。

そんな中、提訴をした後に、患者側に立ち、裁判に勝てる理論を作るために水俣病研究会ができた。学者、医者、法律家、市民運動家たちが集まった。作家の石牟礼道子さん、精神科医の原田正純さんもいた。

「三池は何もやれないんでしょうか」。

ついに根負けをした組合長が松尾さんに言った。

「組合としては総評、炭労の手前動けない。やれる方法があるなら、個人で探してくれ。弁護士も自分で探してくれ」。

松尾さんは、どうやったら裁判ができるのか、つてを求め、労災専門家、法律家、医者、あらゆる人々を訪ね歩き、全国に手紙を書いた。

松尾さんと話し、もう1人、裁判しかない、と思った妻がいる。村上トシさんだ。2人の思いを支援するために、CO研究会が作られた。水俣病研究会に参加していた人々が中心であった。

「この裁判は妻たちの闘いなんです」。

松尾さんの言葉は皆につきささった。

「どうして家族が原告になるんですかといわれたから、私たちは、主人の陰の人間ではないって。自分が精一杯生きたという証をどこかで残しとかなないと、いつも主人の陰で、何もできなくて暮らしてきたような、人格じゃない。自分の人格も認めてもらわんと。軽症患者の家族が、どれだけ苦しんだかというのが、表面に出ないから。私原告になりますって言ってですね」。

今、しみじみ振り返る。

「やっぱり、女だったからやれたという気もするですね。女だったから、患者を抱えて、子どもを支えてですね、やれたんだと思うですね。」

炭鉱の労働は妻の協力なしにはやっていけない。しかしそれまで、妻への慰謝料を考えた人はいなかった。三井に対する要求額をいくらにするのか。松尾さんは答えた。

「1円か三井の財産全部」。

三井鉱山がきちんと謝罪し、被害者のために思っているいろいろやってくれるのなら、1円でよかった。障害のランクでは、トシさんの夫、村上正光さんは7級、松尾修さんは9級で、年金をもらえるか、一時金だけなのか、という差だ。でも人の命は、ひとつしかない。自分たちでランクをつけるのはやめよう。患者が三千万円で、家族が二千万円と決めた。

「十年目の告発」

事故から10年目を迎えるその日。2人の妻たちが、これまで支えてくれた人々や、これから協力しようとする人々に向け、新たな決意で書いた「十年目の告発」という文書。

「私達、CO患者とその家族にたいして、三井鉱山と政府が補償してくれたもののあまりの少なさ、いや、少なさではなく、CO患者は三井鉱山と大牟田から消えてしまえといわんばかりの仕打であり、CO患者と家族たちの悲劇は一層深刻になるばかりであり、また炭鉱労働災害は激増の一途をたどって、今の現在、健康な労働者が、明日のいつ、虐殺されるか知れないという地底の地獄の現実は何一つ解決されていないのが、あの日から十年目の今日であります」。

そしてこう結ばれている。

「三池の法制定の斗いから次にそれを打破る斗いを作り出して行く事が、CO斗争の新しい出発だと思えます。人命尊重、この言葉のもつ意味をもう一度かみしめて、新しい一步を踏み出していきたいと思えます。

1972年11月9日

松尾蕙虹（松尾修の妻） 村上トシ（村上正光の妻）」

相手は、国と大企業の連合体であった。自分たちが勝てるという保証はどこにもなかった。でも、たとえ負けても判例として残そう。何年間か闘ったという記録だけは、日本の法律の中に残すのだ。だから和解は絶対ありえない。妻たちは約束をした。「三井鉱山という大きな象に踏み潰されても、その足をチクリ、チクリと刺して、蟻は蟻なりに死のうね」。

しかし、闘いを決意したアリたちの前に、別の壁が立ちちはだかった。組織、という壁であった。

三池労組との関係は、日増しに悪化。組合幹部は、組織の人間なのだから行動はともにしてもらおう、と迫る。しかし、組合として裁判をすることは決して言わない。もう待てなかった。事故から10年目のその日に訴状を出したい。

1972（昭和47）年11月16日。松尾修・蕙虹さん、村上正光・トシさんは、患者への損害賠償と妻への慰謝料を求めて三井鉱山を提訴。日本一の鉱山会社という巨象を相手に、たった2家族たった4人による“蟻の裁判”が始まった。何もかもが、異例であった。それまでは炭鉱事故の補償というと、会社側が遺族と被災者に弔慰金と見舞金を出し、それで終わっていたのだ。炭塵爆発事故の後も、遺族が受け取った弔慰金は、1人当たりわずかに40万円だけであった。

その翌日、提訴に猛反対をしていたはずの三池労組が、三井鉱山に賠償を求めて、患者と遺族によるマンモス訴訟を起こすと発表。それ以降、訴訟を取り下げてマンモス裁判へ合流しろという説得が、恫喝に近い形で続けられた。

三池では、組織というコップの中で、嵐が吹き荒れていた。組合は、原告の中ではただ1人の現役労働者である修さんを、除名処分にするとおどしてきた。組合員でなくなれば、使用者はその労働者を解雇しなくてはならない。松尾さんは会社の経理へとんで行き、修さんの退職金の額を聞いた。14歳の時から三池炭鉱で働いてきた。戦争中に別会社で働いた時期を除けば勤続25年をすぎ、約250万円であった。当時は土地100坪をらくに買える額であったが、心の中で、それくらいか、それで言いなりにならずにすむと思った。組合側は「退職金も貰えずに三井鉱山は解雇できるぞ」と言ったので、「250万捨てます」と。当時の組合長が続けた。「裁判するにも金は欲しかろうが」。

「金は欲しいですよ。でも、理屈に合わん金は、あたしは手にするつもりもないから、やってください。そのかわり三池労組相手に、あたしがもうひとつ裁判起こすだけの話だから。それで、組合の体面が保てるならやってもらっていていいです。」

ついに最後の話し合いになった。

「松尾さん、あんたんするこつは、労働者や家族の顔の上ば土足で踏みつけていくこつばい」。

「あたしはですね、労働者や家族を裏切るようなことは絶対していません。今から土足で踏みにじっていくのは、あなた方、指導者の顔の上だけですよ」。

三池労組は、松尾さんたちを、組織違反者として制裁決議。したがって、CO患者に対する組合としての諸取り扱いも行わないと。つまり、組合が他のCO患者に対して行っている定期健診や、再就職の紹介などから一切はずす、ということであった。

さらに、追い討ちをかけるできごとが起きた。自分がつくった「CO中毒患者家族の会」からも除名されたのである。松尾さんは、会の三代目の会長をしていたが、新しい会長名で除名文が出た。

闘う相手は同じはずであった。しかし、会社にも労働組合にも正面きって歯向かうのは、これまでのヤマのおきてでは、ありえないことであった。しかも妻たちが、である。三池労組は、今後は松尾さんたちの家族裁判を支援する組合員も、反組織者として扱うと公言した。これでは、表立っては誰も応援はできない。村八分であった。松尾さんは、これらを全部ひっくるめて「団結公害」と呼んだ。

その翌年、6月1日、福岡地裁で、松尾さんたち家族裁判の第1回口頭弁論が行われた。松尾さんは、いつもの少ししゃがれた太い声で、りんとして冒頭の意見陳述にのぞんだ。

「三井鉱山が存在する限り、遺族やCO患者に対しては、たとえ会社の屋根にペンペン草が生えても補償いたします」と当時の社長が約束をしたこと。炭塵爆発を起こした責任、救助活動が遅れ被害を拡大した責任、被害に対する償いの責任がある。まず謝ってほしいと訴えた。

かかわった誰もが、闘いは長くなるだろうと覚悟はしていた。でもまさか、この裁判がそれから25年も続くことになるとは、想像はしていなかったはずだ。

松尾さんたちと弁護団の間では、よくこんな会話が笑ってかわされた。

「弁護士料も払わずに、言いたいこと言う原告ってめずらしいね（笑）。松尾さん、罷免してくれたら楽になるけどなあ」。

「最初から、金を取りたかったら三井から取ってくださいって、言ったでしょうが。あたしと地獄の釜の底まで一緒に付き合ってもらえますか、って聞いて、それでよしっつうて引き受けたんだから、それは通らんですねえ」。

マンモス裁判の弁護団と三池労組は、一転して和解へと方針転換した。長い間に原告は次々亡くなり、組合員の数も、三池争議が終わった時の6分の1になっていた。だが、うち32名は、三井の責任を問わないままで和解はできないと、新たに原告団を結成して訴訟を継続する。

闇に葬らせない

1993(平成5)年1月。松尾さんたちの裁判は結審。実に事故から30年、提訴してから20年が経っていた。

松尾さんは、82回におよぶ口頭弁論に出るために法廷に通い続けた。自宅から2時間近く。それまで無理をし続けたつけがつもり重なっていた。持病のひざが痛み、杖で身体を支えながら、

最後の意見陳述をするために、証言台に立った。それはまるで、三池炭鉱に生きた、松尾さん



夫の修さんと（撮影 田嶋雅巳）

の人生そのものを語っているかのようにであった。自分が育った宮原坑の近く、実家の横を通る囚人たちが歩かされた細い「囚徒道」。幼い頃、かつて囚人であった人々から聞いた、坑内の苦しかった話、悲しかった話……。原告は、誰も健康ではない。結審、判決の時は揃って出廷しようと話していたが、余りにも時間が長すぎた、と。

「私も一昨年から入退院の繰り返しで、今日も病院から来ました。もう一度手術をするんですが、今日がありましたので、手術日を延期してもらい出廷しました。

世間の通念では死亡者、遺族、重傷者だけが苦しかろう、悲しかろうと評価されますが、その陰で軽症者というレッテルを張られて放置されていく人間の苦痛は、とても言葉では表現出来ません」。

2か月後、松尾さんたち、家族裁判への判決が言い渡された。

「原告の松尾修に140万円、村上正光に280万円」。

請求額の10分の1以下であり、しかも障害等級に沿ったものだ。

「妻たちの慰謝料請求は棄却する」。

傍聴席がどよめいた。

「配偶者が慰謝料を請求できるのは、死亡した時に著しく劣らない程度の精神的苦痛を受けたときに限る」。

妻たちの苦しみは死に価するほどのものではないから、慰謝料を請求できる権利はない、ということだ。判決言い渡しの時間は、わずか5分であった。法廷を出ていく裁判長と、相手側弁護士の背中に、松尾さんは叫んだ。

「三井はこの場で謝罪してください」。

そしてうずくまった。水俣病裁判の判決とは、あまりの差があった。それが原因で一家の破滅をもたらすことも稀でないと、水俣では家族への慰謝料を支払わせたのだ。

「水俣病のまえに水俣病はなく、そのため患者家族らは地域住民から奇病、伝染病と言われ、いわれのない差別を受けなければならなかった」。

この言葉はそのまま、CO患者とその家族にも当てはまるのではないだろうか。

金額が安すぎる、妻への慰謝料を認めていないという理由で、2週間後に控訴をした。

「泣き寝入りばしたくなかとですたい」。

その翌年、夫の修さんはガンだとわかった。十二指腸と胃を切除した後に医者から言われた。肝臓もすい臓も、どこといわず全部の臓器がやられていて、悪いのを全部とり出すと体の中はからっぽになってしまいます、と。集中治療室にはいる前に交わした会話が最後となった。

「お父さん頑張らやんよ」「わかっとなる」。

必ずよくなって次の裁判に自分も行く、という意味であった。

夫は炭塵爆発事故の被害者ではあったが、家の中では、妻や子どもを痛めつける加害者であった。

「主人を串刺しにして三井を憎む」

そうまで言わなければならないほど、加害者が二つあったのだ。

子どもたちがまだ幼かった頃、松尾さんは家を長くあける時に、たびたび泣かれた。

「おかあさんがおらん間にお父さんから殺されるかもしれん」。

それでも夫が入院してからわずか45日で亡くなった時、自分が気をつけていれば、夫婦げんかをしながらも、もうちょっと長生きしたかもしれないと、後悔をした。

茶毘にふした後、解剖をしなかったことをしまった、と思った。長い間のたうちまわりながら“軽症患者”のことを問題にしてきたのに、唯一、証明になるものを残さなかったと。しかし、子どもたちから怒られた。

「あれだけ苦しんだお父さんを、お母さんはまあメスを入れて苦しめやんとね」

ではこれまで自分がやってきたことは何だったのか、と言合いになった。健康な姿は知らず、つらかったはずだが、子どもたちなりに父を心配しながら生きてきたのだ。

1997（平成9）年、3月30日。三井炭鉱は閉山。その翌年、裁判はあっけない幕切れを迎えた。高裁でも負けていた。

最高裁は上告を棄却。理由はまた同じであった。妻たちの苦しみは、慰謝料を請求できるほどではない、と。

「お父さん、負けた。力がなかった、私に……。本当にはがいか（はがゆい）……」。

仏壇の前で、あふれる涙をぬぐった。

しばらくしてから、やれるだけやったのだと納得はした。金額は少なかったが、あの三井炭鉱山に出させた。

「自分の足で土俵の上に上がって、一石を投じたことは勝ちだったと思うんですよ。」

当時、大量の炭塵が坑内にたまっており、事故の原因は三井炭鉱山にあると立証された。裁判を起こさなければ、純粋な炭塵爆発事故である、という真実すらも、闇に葬り去られているところだった。

どう生きてきたね？

今は毎朝、夫の仏前に炊きたてのご飯を供え、「般若心経」を唱える。

「やさしくもしてもらわんやったのに、何であたしが…と（笑）。三回、（お経を）読まないにあの世の人に届かないって言われたから、くり返すんですよね。どう思って聞いているかなと思いつながら」。

その後、地方紙の死亡欄に目を通す。CO患者の名前があったら大切に切り抜く。残念だが、小箱の中切り抜きが増えた。もうぼろぼろになった、CO中毒患者839人の名前を載せた名簿を開く。家族の会を結成したときにつくったものだ。ガリ版刷りの名前の横に、赤く死亡の文字。そして思いをこめて、日付や年齢や住所を丁寧に書き込んでいく。松尾さんだけの、CO中毒患者たちの生と死を伝えるノートをつけ続ける。

「患者さんの顔はもう覚えてない人もいるけど、家族の顔は覚えてるからですね。もう家族も大半亡くなったと思うんですよ、でも最後、その人がどこで亡くなったぐらいは知りたいなと思ってですね。」

50年……。ほんと一人ひとりに会って、「どう生きてきたね？」って聞きたいですよ。唯一この名簿が、あたしのCO問題を語る証拠だろうと思うからですね」。

亡くなった人の供養のつもりで探している、という。

「いろいろな人から「なぜ、離婚を考えなかったんですか？」って言われたけど、主人の不始末である事故が起こったわけでもないし、健康のときだけが夫婦なのかなと思ってですね。そこからあたしが逃げてはいけない、と。だから自分の心の支えに家族の会をつくったり、大勢の人を巻きこんで迷惑かけたのかなと、今頃自分で一人、考えて」。

仏壇の上にある、修さんの大きな写真に目を向ける。

「主人も一人で、あの世で居心地がいいんでしょうね。呼びに来ないから(笑)。あなた、自分ばかり楽な方、楽な方へ行って、あたしがなんで一人でこんなに背負わんのんとねーちゅうて、写真とケンカするんです(笑)」。

あの頃、苦しい時に、松尾さんはよく詩を書いた。

半未亡人

それは昭和38年11月

あのいまわしい爆発で CO患者となった夫をもつ

あなたを呼ぶ代名詞

あれから4年の才月を経ても

頭痛、耳鳴り、難聴、ものわすれに苦しみ

幼子のように あなたの腕の中に 眠る夫に

妻として 女としての 喜びもなく あなたは

深い悲しみに おちこむ

その悲しみのなかから あなたはひとつの光をもとめて

もがき 苦しんでいるのだ

半未亡人

どんなに苦しみもがいても あなたは生きねばならぬ

それは あなたにも二つの 宝石があるから

あなたの笑顔を待つ 二つの分身の未来のためにも

あなたは生き 闘うのだ

半未亡人

勇気を出すのだ 苦しみは あなただけのものではない

合理化の嵐にさらされている 多くの仲間と歩く限り、

あなたは一人ではないからだ

力強く 歩くのだ 前を向いて 力強く

私は“炭鉱（やま）の女”松尾蕙虹さんから、決してあきらめない、という信念をもらった。

原発事故や様々な問題が起きている時今この時、彼女ならどう行動するだろうか、と考えるのは、一つの指針になっている。



2013 年 三川坑跡にて